

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B	b	b	b	N/A

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
多国籍部隊・監視団(MFO)拠出金	
2 拠出先の名称	
多国籍部隊・監視団(MFO)	
3 拠出先の概要	
多国籍部隊・監視団(MFO)は、1979 年の「エジプト・イスラエル平和条約」附属の「MFO 設立議定書」(1981 年)に基づき設置。両国国境地帯の平和維持を目的として 1982 年からシナイ半島に展開しており、同半島における両国軍の展開・活動状況・停戦の監視が主要任務。シナイ半島の停戦監視任務は、当初、国連による平和維持活動が追求されたものの、冷戦下の国際情勢により実現しなかった。 本部はイタリアのローマに所在。現在の要員派遣国は日本を含む 13 か国。 1982 年の MFO 展開後、過去4度にわたって戦火を交えたエジプトとイスラエルの和平が 35 年以上にわたり維持されており、包括的な中東和平実現の基礎となっている。	
4 (1)本件拠出の概要	
MFO は、1979 年の「エジプト・イスラエル平和条約」附属「MFO 設立議定書」に基づき、シナイ半島に展開する多国籍部隊・監視団であり、同半島における両国軍の展開・活動状況・停戦の監視を主要任務とする。平成 17(2005)年からは、ガザ地区との国境沿いに展開したエジプト国境警備隊の監視が任務に追加された。 MFO の予算は、当事国であるエジプト、イスラエル及び米国がそれぞれ約 30%を負担し、残りを日本を含む他のドナーが拠出する仕組みとなっている。 本件拠出金は、MFO の通常予算向けのコア拠出であるが、文民職員の給与と監視活動に当たる軍人の食糧調達費に限定して使用される。	
4 (2) 本件拠出の形態	☒ コア拠出 ☐ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額	3,129 千円
令和3年度当初予算額	2,919 千円
5 担当課室・関係する主な在外公館	
中東アフリカ局 中東第一課、在イタリア日本国大使館、在エジプト日本国大使館	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)

本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 地域別外交」、「施策Ⅰ－５ 中東地域外交」、「個別分野Ⅰ 中東地域の安定化に向けた働きかけ」、「測定指標Ⅰ－４ 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定化に向けた自助努力への支援」の下に設定された中期目標「中東・北アフリカ諸国の安定化のため、社会面・経済面等の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。」を達成するための手段として位置付けられる(令和2年度外務省政策評価事前分析表(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf>) 91～92 ページ参照)。

下記外交演説で示された方針との関係においても、本拠出金は重要な意義を有する。

【第 204 回国会における外交演説(2021 年1月 18 日)】

第五に、中東情勢への対応です。中東地域においては高い緊張状態が継続し、また、イスラエルと一部のアラブ諸国が国交を正常化するなど、情勢の変動が見られます。世界各国が様々な関係を持つ、この地域の平和と安定は、我が国を含む国際社会の平和と繁栄に不可欠です。我が国は原油輸入の約9割をこの地域に依存しており、中東地域の海域において、航行の安全を確保することは極めて重要です。引き続き、中東地域の緊張緩和と情勢の安定化のために、多方面に信頼関係を有する日本の立場も活かし、粘り強い外交努力を通じて貢献していきます。

1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。)

本件拠出は、日本の中東和平への取組を補完するものであり、日本の貢献とプレゼンスを確保する上で、その有用性の高い事業である。

実際に、1988 年からの本件拠出は、日本の重要外交課題の一つである中東地域の安定に対する日本の貢献策として、MFO 事務局のみならず、主要関係国であるイスラエル、エジプト、米国からも様々な外交上のやりとりの中で高く評価されるとともに、日本からの継続的な貢献が求められており、その外交的意義は大きい。

2019 年4月から、日本は MFO に司令部要員2名の派遣を開始し、これまでの日本の財政的貢献に加えた人的貢献として各国から高い評価を得ているが、引き続き MFO における日本の存在感を維持するためには、財政的貢献も継続することが必要である。

エジプト・イスラエル間の停戦維持は中東地域全体の安定にとって重要であり、日本が中東に依存するエネルギーの安定供給を確保する上でも MFO への拠出は重要である。

イスラエルと周辺アラブ諸国との和平問題への関与においては、公平性とバランスが不可欠であるが、中立性の高い MFO の活動への支援は、日本の中東和平に係る二国間支援を補完する重要な手段となっている。

1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況

毎年 11 月に MFO の本部が所在するローマにおいて年次総会が開催されるが、右総会には、在イタリア日本国大使館の代表が参加し、MFO の活動に関する日本の意見を述べている。

1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等

MFO の事務局長が 2015 年から定期的に来日し、外務省、防衛省幹部に対し、MFO の活動報告並びに日本の支援に対する謝意及び継続的な拠出に対する期待を伝えてきているほか、シナイ半島情勢や中東情勢全般に関する意見交換を行っている。また、その際に、日本から、日本の支援の「見える化」等についても求めている。直近では 2020 年2月にビークロフト多国籍部隊・監視団事務局長が訪日し、木原総理補佐官、大塚内閣府副大臣、中谷外務大臣政務官、渡辺防衛政務官と会談を行ったが、中谷外務政務官との会談では、先方から、日本の MFO に対する力強い支援に感謝する、エジプト・イスラエル間の平和条約は中東の安定の基礎であり、MFO は地域の平和と安定に重要な貢献をしている旨の発言があった。

今次評価対象期間である 2019 年6月以降は、その後のコロナ禍の影響もあり要人往来は行われていないが、2019 年2月には、藺浦総理補佐官が MFO (南キャンプ、北キャンプ双方) を訪問し、現地視察を行うとともに、スチュワート司令官他と会談を行った。

今次評価対象期間においても、在エジプト大使や同館防衛駐在官が定期的に現地 MFO 代表と面会し、定期的にシナイ半島のキャンプを訪問して、MFO の活動状況、現地情勢について協議を行い、日本の問題意識を伝えている。また、コロナ禍の中においても、オンラインや電話でのやり取りも実施している。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性
1-5 1-1(1)外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括 上記の国会における外交演説に見られるように、中東地域の緊張緩和と情勢の安定化のために、日本が外交努力を通じて貢献することが求められている。 現在、中東地域においては、特に、新型コロナウイルスの拡大以降、失業率の増加や貧困の拡大、テロ組織の活発化の可能性等が懸念され、情勢の不安定化が懸念される。MFO の活動は、こうした不安定な中東情勢において、地域大国であり安定の要であるエジプトとイスラエルの停戦監視という重要な任務を担っている。 シナイ半島における停戦は、今回の評価対象期間中も含め継続的に遵守されているが、これは MFO の監視活動の結果達成できているものである。今後の衝突回避のためにも、引き続き高いレベルの監視活動の継続が必要であり、その観点からも、日本を含む国際社会からの積極的な貢献が求められており、日本政府からの MFO への財政的支援は、MFO の活動に対する着実な支援と評価できる。 なお、上述のとおり、日本政府は 2019 年4月から司令部要員として自衛官2名を派遣しており、これは、中東地域の平和と安定に資する MFO の役割を踏まえた、それまでの財政的支援に加えての人的貢献の開始であるが、MFO 側からは、日本による財政的、人的貢献の双方に対し高い評価が得られている。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標 MFO の基本的な目標は、平和条約遵守の検証、条約当事者であるエジプト・イスラエル間の対話促進と関係の安定化、ひいては平和の強化・促進であり、そのための活動を継続している。
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果 MFO の現地活動部隊は、3個歩兵大隊(総数 2,000 人以内)、1個支援大隊、沿岸哨戒部隊、航空部隊、文民監視団等により構成されており、高い専門性を有する活動を行っている。 MFO は中東地域において休戦協定の履行監視等を任務とする国連休戦監視機構(UNTSO)等国連機関と必要な情報共有を行っている。 (1)2019 年度(2018 年 10 月～2019 年9月)の主な実績は以下のとおり。 －文民監視ユニットが検証作業を 24 回、偵察任務を 23 回実施。 －2019 年4月には、エジプト・イスラエル間の平和条約 40 周年事業を実施。 －年度を通じて、MFO は条約当事国(エジプト、イスラエル)間の多くの会議に参画(特に 2019 年春に開催された最初のローマにおける運営委員会(Steering Committee Meeting)に参画。) (2)2020 年度(2019 年 10 月～2020 年9月)の主な実績は以下のとおり。 －コロナ禍の影響がある中、文民監視ユニットがエジプト及びイスラエルにおいて(24 回予定されていた中)23 回の検証作業を実施。2020 年4月以降は、検証作業は空路からのみ実施された。 －コロナ禍においても要員の配置、補給を行い、年度を通じて全ての遠隔サイトを維持した。

1982 年の MFO 展開後、エジプトとイスラエルとの間で戦闘は発生しておらず、両国の和平が 35 年以上にわたり、維持されている。MFO の取組の成果は、年次報告書の形で加盟各国に配布され、ホームページでも広く一般に発信されてきた(ただし、現在は MFO のホームページが改訂中のため年次報告書は閲覧できない状況)。
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	10 月から9月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	・ 2020 年 12 月 (日本の 2020 年度分) ・ 2019 年 11 月 (日本の 2019 年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考) 次回報告書の受領予定時期等	2021 年 12 月頃(日本の 2021 年度分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
日本の拠出の 2018 年度分(43,830 米ドル)については、先方の 2019 年度会計(2018 年 10 月ー2019 年9月)の収入として、また 2019 年度分(39,447 米ドル)については、先方の 2020 年度会計(2019 年 10 月ー2020 年9月)の収入として計上されている。 2019 年度分まではアーンスト・アンド・ヤング社が、2020 年度分についてはクロウ社が外部監査を実施。いずれも、外部監査報告書において、財務状況に係る報告が正確かつ適正に作成されている。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	
2015 年5月以降、MFO は組織再編成の一環として、①北キャンプにあった司令部機能及び兵站機能の南キャンプ(シェルム・エルシェイク)への移設、②古い有人監視ポストの廃止及び無人ポストの設置、③南キャンプの防護機能の強化等を実施し、任務の効率性向上とコスト削減を実現する改革を行っており、一部は現在も継続している。	
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。	
3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組	

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)
(1) 日本人職員数の増減

過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
-	-	-	-	-	-	2,008
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
-	-	-	-	-	-	2,011
備考	・司令部要員2名が2019年4月より派遣されているが、これら2名は上記の職員数(国際機関としてのMFO(多国籍部隊・監視団))とは別カウントである。 ・2019年夏から2020年夏まで、文民の日本人職員1名がMFO司令部(シャルム・エル・シェイク)において勤務していたが、同職員のMFO退職以降、文民の日本人職員は不在となっている					
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
-	-	-	-	-	-	
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減	
-	-	-	-	-	-	
備考						
(3) 上記4-1(1)及び4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						
(MFO(ローマの事務局、シャルム・エル・シェイクの司令部)において日本人職員が勤務できるよう、希望者に係る情報があり次第政府として側面支援する取組は実施していくものの)基本的には、本件拠出先における文民国際要員数は極めて限定的であるため。						